

## 議案第 5 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため提案するものです。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。